

●香川県告示第309号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成20年7月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成20年3月31日	セントケア中讃 仲多度郡多度津町西港町64 - 3	セントケア香川株式会社 高松市中新町11-1アクア 高松中新町ビル702号	訪問介護 介護予防訪問介護